

履歴書

原籍 和歌山縣和歌山市南相生町二十五番地

舊姓名 増田吉三郎

野ノ村キチサブロウ

吉三郎

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

ウ

明治三六	七	七	金剛航海長心得兼分隊長心得被免常盤					
			分隊長心得被仰付					
九二六	九	二	任海軍大尉					
			補常盤分隊長					
同三七	一	二	佐世保發艦日露戰役二從事					
一〇一九	一	〇	免本職補濟還航海長					
一二一三	一	二	免本職佐世保鎮守府附被仰付					
同三八	一一二	一	免佐世保鎮守府附補京城丸航海長					
六一四	同	日	補高千穂航海長					
一六二一	一	六	免本職補海軍兵學校航海術教官兼監事					
一六二九	賜	一級俸						
明治三九	四	一	明治三十七八年戰役ノ功ニ依リ功五級					
			金鵄勳章並ニ年金三百圓及勳五等雙光					
同四〇	一〇二五	同	日	明治三十七八年戰役從軍記章授與				
			旭日章ヲ授ケ賜フ					
同四一	八二六	免	本職並兼職補橋立航海長					
同四二	一二一八	免	本職補橫須賀鎮守府參謀					
同四三	九二五	三	兼補千歲分隊長					
同四四	九一三	二	免本職並兼職填國駐在被仰付					
			任海軍少佐					
			兼補千歲分隊長					
			免本職並兼職填國駐在被仰付					
			免獨國駐在補音羽副長					

同 四 五	六 一 八	免本職補海軍省軍務局局員	
大正 二 二	一 一 一	敍勳四等授瑞寶章	
同 三 三	二 二 六	兼補海軍省副官海軍大臣祕書官	
同 四 二	二 二 二	免本職並兼職補海軍省副官兼海軍大臣	
同 三 三	一 一 一	任海軍中佐	
同 三 三	一 一 一	敍正六位	
同 三 三	一 一 一	免本職並兼職	
同 四 二	二 二 五	補米國大使館附	
同 四 一	一 一 七	米國駐在員監督ヲ命ス	
同 四 一	一 一 七	大正三四年戰役ノ功ニ依リ勳三等旭日中綬章及金千五百圓ヲ授ゲ賜フ	
同 四 一	一 一 八	大正三四年從軍記章授與	
		外 務 省	
大正 六 一	一 一 〇	勅令第百五十四號ノ旨ニ依リ大禮記念章授與	
同 七 九	四 二 〇	敍從五位	
大正 六 一	一 〇 一 八	任海軍大佐	
同 七 九	一 一 〇	米國駐在員監督ヲ免ス	
同 九 一	同 日	補八雲艦長	
同 九 一	一 一 〇	免本職補海軍軍令部出仕兼參謀	
同 九 一	四 八	免本職並兼職補海軍省副官	
同 一 九	九 七	講和條約ニ關シ事務ヲ嘱託ス(外務省)	
同 一 九	五 一 〇	ニ依リ從軍記章ヲ授與セラル	
		敍正五位	

同 四	一 二 一 八	補練習艦隊司令官	同 一 六 一	任海軍少將 術會議議員
			同 一 六 一	補海軍軍司令部參謀兼海軍艦政本部技 術會議議員
			同 一 六 一	第三班長ヲ命ス
			同 一 六 一	同 日
			六 二 〇	東宮職御用掛被仰付
			九 一 五	免本職並兼職
			九 一 五	免本職御用掛被免
			九 一 四	補第一遣外艦隊司令官
			七 二 六	敍勳二等授瑞寶章
			九 一 〇	免本職補海軍軍令部出仕兼海軍省出仕
			九 一 〇	大正十四年海軍小演習部隊編制中第六 戰隊司令官被仰付
			九 一 八	免本職並兼職
			九 一 八	補海軍省教育局長
			七 二 六	外務省
			九 一 〇	免本職補海軍軍令部次長
			九 一 〇	大正十五年海軍小演習審判官被仰付
			一 二 一	任海軍中將
			昭 和 一 二 二 八	敍從四位
			一 二 一	昭和二年特別大演習審判官被仰付
			同 三 九 一	宮內省御用掛被仰付
			一 一 一 〇	昭和三年海軍小演習審判官被仰付
			一 一 一 〇	昭和三年勅令第百八十八號ノ旨ニ依リ 大禮記念章ヲ授與セラル
			一 一 一 〇	宮內省御用掛被免
			一 一 一 〇	補海軍軍令部出仕

同五	同六	同七	同八	同九	同十	同十一	同十二	同十三	同十四	同十五	同十六	同十七
六二一	七一	七八	七一	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日
免本職並兼職	免本職	免本職	免本職	同九	同九	同九	同九	同九	同九	同九	同九	同九
補吳鎮守府司令長官	補橫須賀鎮守府司令長官	補第三艦隊司令長官	於上海新公園天長祝賀式ノ際手榴彈ヲ投セラレ顔面（右眼缺ク）其他ニ負傷	陸戰隊病院ニ入院加療	外務省	外務省	外務省	外務省	外務省	外務省	外務省	外務省
級正四位	級正四位	級正四位	級正四位	昭和八	昭和八	昭和八	昭和八	昭和八	昭和八	昭和八	昭和八	昭和八
里功二級金鵄勳章並ニ年金一千圓ヲ授	綏旭日大綏章	補軍事參議官	免本職並兼職	任海軍大將	兼任海軍將官會議議員	補橫須賀鎮守府司令長官	補軍事參議官	免本職	退院歸艦	免本職	免本職	免本職
四二九	四二七	同日	一一五	三一五	一三一	一〇一〇	同日	同日	同日	同日	同日	同日

(美濃全蜀紙)

一九	五一八	任樞密顧問官											
一二一五	依願免本官	第二〇二號第二項一											
待命中本俸全額ヲ賜フ一大正三年勅令	臨時外務省ノ事務ニ從事スルコトヲ命	米國駐劄被免	米國駐劄被免付	任特命全權大使	依願免本官	敍從二位	任外務大臣	傷兵保護院顧問被仰付	賜一級俸 五八〇〇	敍高等官一等	豫備役被仰付	官被仰付	特ニ親任官ノ待遇ヲ賜フ
同 一六	同 日	同 一八	同 日	同 一五	同 一四	同 一三	昭和一三、六二〇	外 務 省	同 日	同 一三、四一五	同 一、二四六	同 日	同 一〇、三一、四一五
内閣	外務省	ス		同	同	同	内閣	内閣	任學習院長	補議定官	敍正三位	昭和六年乃至九年事變從軍記章授與	特命檢閱使被仰付

(美濃全蜀紙)